

保存期間よりも早く削除処理を実施する日に、以下条件で保存期間最終日となる情報が削除対象となります。
 下記条件以外の情報については通常の保存期間となります。

項番	DB名	Air/Sea区分	データ保存起算日	システム保存期間
1	輸出申告DB		「許可・承認等情報登録(輸出通関)(PAE)」業務で以下の登録がされた日	*4日
		Air/Sea	①輸出等申告手作業移行(TES)	
		Air/Sea	②輸出等申告撤回(TEK)	
		Air/Sea	③輸出取止再輸入許可(CEP)	
		Air/Sea	④積戻し取止(CRP)	
		Air/Sea	⑤輸出等許可後の手作業移行(PTS)	
		Air/Sea	⑥特定輸出許可取消(TOK)	
Airのみ	⑦数量変更(PHB)(航空のみ対象とする)			
		Air/Sea	「輸出取止め再輸入申告審査終了(CEC)」業務を行った日	*4日
		Air/Sea	官署変更前の申告番号について、「輸出申告変更(官署変更)(EDY)」業務を行った日	*4日
		Airのみ	郵便物である旨が登録されている場合は、次のいずれかに該当する日(航空のみ対象とする) ①輸出許可となった場合、出港予定年月日(入力がない場合は、許可年月日) ②輸出許可内容変更承認となった場合、出港予定年月日	*4日
		Airのみ	当該申告に係る貨物が、搭載完了またはシステム外搬出された日(航空のみ対象とする)	*4日
2	輸出マニフェスト通関申告DB ※ Airのみ	Airのみ	「許可・承認等情報登録(輸出通関)(PAE)」業務で以下の登録をした日 ①輸出等申告手作業移行(TES) ②輸出等申告撤回(TEK) ③輸出取止再輸入許可(CEP) ④輸出等許可後の手作業移行(PTS) ⑤数量変更(PHB)	*4日
		Airのみ	「輸出取止め再輸入申告審査終了(CEC)」業務を行った日	*4日
		Airのみ	官署変更前の申告番号について、「輸出マニフェスト通関申告変更(官署変更)(MEY)」業務を行った日	*4日
		Airのみ	当該申告に係る貨物が、搭載完了またはシステム外搬出された日	*4日

(例) 12月5日(火)に輸出マニフェスト通関申告を行った航空貨物の搭載が完了した場合

輸出マニフェスト通関申告情報	保存期間	保存期間最終日中に削除を行うことによる影響
12月5日(火)に搭載完了	4日間 12月8日(金)まで	12月8日(金)中に照会業務(IEX、IES)による照会が不可となります。